

活動再開の条件

- ① 本学の課外活動再開ガイドラインを順守する。
- ② 各競技団体等や一般社団法人大学スポーツ協会の（新型コロナウイルス感染症対策としての UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン）が示すガイドラインを順守する。
以上2点を踏まえ「課外活動再開許可申請書」を提出すること。

課外活動再開ガイドライン 改訂版（2021年3月20日）

I 感染対策

1. 活動は、原則として顧問教員の管理下で行い、顧問教員および学生の代表者双方でガイドラインが順守されているかを把握、確認する。
2. 活動参加者および活動参加者と同居している人について、以下に該当する場合は参加を禁止する。（同居している人について以下に該当する場合は、「健康観察表」の「同居者の健康観察用紙」欄に記入する。）
なお、以下に該当していなくても、保証人から活動参加の同意がない。（保証人同意書の提出がされていない）場合は、活動への参加を禁止する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等を受けて（受ける予定となった日も含む）から結果が出るまでの期間。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等により陽性の判定を受け、活動当日までに療養が終了していない。
 - ③ 保健所より感染者の「濃厚接触者」と判断され、自宅待機となっている。
 - ④ 海外から帰国、入国された方で、活動当日までに14日間経過していない。
 - ⑤ 活動当日に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱（37.5度以上）などの症状がある。
または同居している人に症状がある。
3. 感染防止対策
 - (1) 原則としてマスクを着用。（楽器の練習などを除く）
 - (2) 適宜、消毒液などで手指の消毒を行う。
 - (3) 「密閉」をしない：室内活動の場合、窓と扉を開放するなど室内の換気をする。
最低でも30分に1回以上、数分程度、窓と扉を全開する。
 - (4) 「密集」をしない：他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2m以上）を取る。
座席では隣の人との間隔をあげ、真向いには座らない。
 - (5) 「密接」をしない：対面での活動の場合は適切な距離を保ち、マスクを着用する。
大声での会話はしない。

- (6) 活動開始前に、代表者が参加者全員の「健康観察表」を集め、学生生活課の窓口で記録内容の確認を受ける。

学生生活課業務時間内に確認を受けること（月～金：9時～17時、土：9時～12時20分）。

「健康観察表」の持参を忘れた学生、検温をしていない学生は、活動に参加できない。保健センターでの検温結果は認めない。

- (7) 活動終了後、共有している用具や多数の人の手が触れる場所（机、ロッカー、ドアノブ、手すり、スイッチ等）をアルコール消毒液で適宜拭いて消毒すること。また、飲料水等のボトルやタオルの共有は禁止する。

4. 活動をする団体は、必要最低限の参加者及び活動時間を設定する。

毎回の活動は、原則として顧問教員の管理下で行う。

参加人数：使用施設の収容人数の約50%。

活動時間：（月～金）1回当たり2時間まで。

（土） 1回当たり3時間まで。

活動の際は、開始時間に合わせて集合し、終了後は速やかに解散すること。

5. 参加には各人の参加意思を確認する（参加の強制をしない）。保証人の参加に対する同意を得られた人のみ参加を許可する。※参加しない人への不当な扱いは絶対にしない。

6. 活動する団体内参加者（監督・顧問含む）の感染が確認された場合は、活動を中止する。

感染が確認された場合の対策として、活動参加者及び活動内容を把握しておく。

7. 当面の間は、外部施設の利用や他大学との共同活動、会食や合宿等を伴う活動は禁止とする。（本学内への外来者の入構も禁止する）

ただし、外部施設の利用や他大学との共同活動について、顧問教員が十分な感染対策をふまえた活動と認め、顧問教員から活動申請があった場合は、その都度『クラブ顧問連絡会』を行ない、活動の許可を検討する。

8. 「健康観察表」を使用し、体調の変化を確認すること。少しでも体調に異変があった場合は速やかに活動を中断すること。

9. 体育系団体が活動を再開する際は、ケガの増加防止のため強度が低く時間が短い運動から始め、徐々に心身を慣れさせる。

10. 楽器の演奏及び歌唱を伴う団体が活動を再開する際は、他の人と十分な距離を保ち、真向いには立たない。

II 学内施設利用

各施設の利用時間は（月～金）9時から21時、（土）9時から17時。日・休祝日の施設利用は認めない。

感染対策用品（アルコール・アルコール容器・ペーパーナプキン・ゴム手袋・ごみ袋：学生生活課より借用）を使用し、用品の消毒を各自で行うこと。

1. クラブハウス

荷物の出し入れを除く利用を当面禁止する。

2. 11号館（練習室・集会室）

利用する7日前までに学生生活課窓口で予約をする。利用するにあたり「11号館使用について（別紙）」を必ず確認をし、順守する。当日予約による個人利用は不可とする。

※練習室は一部屋につき1名のみ利用可とし、30分に1回以上の換気を行なうこと。

換気中は音を出さない。

3. アリーナ・小体育館・トレーニングルーム・更衣室

利用する7日前までに学生生活課窓口で予約をする。「5号館内体育施設使用について（別紙）」を必ず確認をし、順守する。常にドアや窓は換気のため開けておくこと。

アリーナ：利用人数は40名以下とすること。

小体育館：利用人数は10名以下とすること。

トレーニングルーム：利用人数は5名以下とすること。

更衣室：利用人数は30名以下とすること。

4. キャンパス内テニスコート

利用する7日前までに学生生活課窓口で予約をする。

5. 香友会館

利用する7日前までに学生生活課窓口及び香友会館で予約をする。利用人数は5名程度（利用用途により変更の可能あり）。香友会館での感染対策指針がある場合はそれに従うこと。

6. 教室

当面禁止とする。少人数で集会する際は11号館の集会室を利用する。

III 活動再開の手続き

(1) 「課外活動再開許可申請書」を学生生活課へ提出する。

(2) 「課外活動再開ガイドライン」を踏まえ各団体の実施する感染対策が十分であると判断された

活動に限り許可をする。(感染対策が不十分と判断されたときは、活動を許可しない場合がある)

- (3) 参加者の「保証人同意書」を学生生活課へ提出する。(提出がされていない人は活動の参加を禁止する)

IV 課外活動提出書類

活動毎に「活動届」「活動部員名簿」を提出する。提出する際は以下の項目を確認すること。

※従来の「集会願」・「外部活動届」は使用しない。

- ① 顧問教員の承認を得ている。
- ② ガイドラインで示している感染対策を踏まえた参加人数及び活動時間である。
- ③ 学生生活課への提出は学生の代表者が行う。

注意事項

- ・活動内容に変更が生じた場合は、事前に学生生活課へ書類を再提出すること。
(活動後の提出は認めない)
- ・課外活動再開許可申請書の内容を超えた活動やガイドラインに反する活動、感染対策がされていない活動が認められた場合は、一切の活動を禁止する。
- ・インターネットを利用した活動等は事前申請不要。ただし、インターネットは公の場であることを忘れないこと。
- ・ガイドラインは団体内で共有をし、参加者全員が感染対策に努めること。

2020年10月21日
2021年3月20日改訂